平成25年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会議録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成25年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会議事日程

平成25年8月7日(水) 午後1時30分 開 議

第1		会期決定について
第 2	議案第5号	岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負 契約の締結について
第3	議案第6号	岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事請 負契約の締結について
第 4		行政報告(ごみ処理広域連携の検討依頼に係る対応について)
第 5		一般質問

出席議員(13名)

1番 亀 太 郎 2番 悦 治 石 田 稲 田 3番 河 合 馨 4番 莱 原 佳 _ 5番 居 6番 中 鳥 宏 次 井 良 介 8番 米 田 貴 志 9番 明 石 輝 久 学 10番 阪 勇 11番 中 口 田 12番 松 波 美 佐 子 謙 太 13番 森 内 14番 籔 留 治

欠席議員(1名)

7番 山 田 幸 夫

出席議事説明員

管 理 者 野 聖 副管理者 男 \Box 藤 原 龍 理 事 理 事 和 出 修 司 砂 Ш П 雄 幹 事 柿 花 淑 彦 幹 事 田 中 利 幹 事 西 畄 修 幹 事 伊 敬 夫 東 事 幹 事 坂 井 永 幹 岸 澤 愼 幹 花 隆 幹 事 稲 隆 事 頓 田 会計管理者 青 野 恵 子

出席事務局職員

事務局長 平 塚 隆 史 事務局次長 山 強 \Box 総務課長 樽 谷 修 管理課長 小 南 和 巳

午後1時34分開会

○議長(籔内留治君)

ただいまから平成25年第2回岸和田市貝 塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたし ます。

まず、議員出席状況を総務課長から報告させます。

○総務課長(樽谷修一君)

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。 なお、欠席議員は1名であります。 以上で報告を終わります。

○議長(籔内留治君)

ただいまの報告のとおり、出席議員13名 をもちまして会議は成立いたしております ので、これより本日の会議を開きます。

○議長(籔内留治君)

次に、本日の会議録署名者を施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、 4番素原佳一議員、5番鳥居宏次議員を指名いたします。

○議長(籔内留治君)

次に、今期定例会における議事説明員は、 お手元にご配付しておりますとおりであり ますので、報告いたします。

○議長(籔内留治君)

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、 本日の1日にいたしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(籔内留治君)

ご異議なしと認めます。よって、今期定 例会の会期は、1日に決定いたしました。

○議長(籔内留治君)

次に、日程第2議案第5号岸和田市貝塚 市クリーンセンター定期点検整備工事請負 契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。 管理者 野口 聖君。

○管理者(野口 聖君)

上程いたされました議案第5号岸和田市 貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事 請負契約の締結について、提案の理由をご 説明申し上げます。

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点 検整備工事につき、本案のとおり工事請負 契約を締結いたしたいためのものでありま す。

当点検整備工事は、法の定めにより点検 しなければならないものにあわせ、前回の 点検時に整備が必要となったものを、効率 的に当該箇所の整備を図ろうとするもので あります。

なお、工事請負契約の内容につきまして は、事務局長から説明させますので、よろ しくお願い申し上げます。

○議長(籔内留治君)

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

それでは、平成25年度定期点検整備工事の概要について、お手元にご配付の資料に 基づきご説明申し上げます。

まず、資料1をごらんください。

工事概要を一覧表にしたものでございまして、縦列に今回実施する点検整備の内容を①から⑪までの11項目に分けてございます。横列には、それぞれの項目ごとの設備の内容と点検整備の対象となる機器をあらわし、次の図面にて設備の位置等を着色いたしております。

それでは、主な内容についてご説明申し 上げます。 まず、②、③の燃焼設備及び燃焼ガス冷却装置について、図面では左中ほどに赤とオレンジで塗ってある部分になります。この部分の高さは約30メートルで、一般的なビルの高さで言うと約10階建ての建物と同等の高さとなります。

ここでの作業は、焼却炉や燃焼ガス冷却 設備、以下「ボイラー」と申し上げますが、 内部に付着したクリンカーの除去と耐火物 及び蒸気配管等の測定や点検整備となり、 大がかりな足場が必要となります。

また、狭い場所での作業や危険を伴う作業も多く、法令で定められている防護服やマスク、眼鏡などの着用が義務づけられ、作業効率の悪いものとなります。

なお、前年度までは部分補修して延命していた耐火物も損耗が激しいので、一部範囲を拡大した補修を行い、さらなる延命化に努める計画を行います。

燃焼設備の炉本体は、清掃・点検後、れんがや耐火物の膨張シロの目地材の整備を行います。

ボイラーは、監督官庁の検査を受ける義務があります。ボイラードラムや配管、各種ポンプ及びバルブの構造は複雑多岐であり、また摂氏400度、4メガパスカルの高温・高圧の蒸気に対応するため、高度の整備技術を必要とします。

安全のため、ボルトやパッキンの消耗品は、全て交換することにいたしております。 また、附属設備の脱気器、給水ポンプや ボイラー給水ポンプ等の点検整備も実施し、 耐圧テスト等により安全確認を行います。

なお、2号炉につきましては、昨年度の 点検整備の時点から第一放射室の左右側壁 に減肉が見られていたことから、この部分 については更新を実施し、ボイラーの安全 確保に努めたいと思っております。 この②、③の工事費に占める割合は、約76%となります。

次に、④の排ガス処理設備でございます。 図面では中ほど、水色に塗っているところ で、ここでは、減温塔清掃点検整備、粉じ んを除去するバグフィルターの清掃点検及 びろ布のサンプリング調査を行います。

排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物を除去するガス洗浄塔は、内部ライニングの点検及び減湿水槽・冷却器等の点検を行います。

窒素酸化物除去装置につきましては、噴霧ノズルの整備を行います。

この部分の工事費に占める割合は、約6%となります。

次に、⑤の余熱利用設備でございます。 図面では左上、黄色で塗っております蒸気 タービンや発電機でございます。蒸気ター ビンは潤滑油の分析等を行い、保安試験を 実施いたします。発電機は、電気設備、制 御盤等の点検整備及び絶縁抵抗測定等を実 施いたします。

次に、図面には記載しておりませんが、 ⑨の電気計装設備でございます。当センターの電気は、受電や送電用の特別高電圧 2 万2,000ボルト、主幹回路の高電圧6,600ボルト、各種動力の低電圧440ボルト等に分類されております。これらの変圧器や配電盤及び機器を専門の資格を有している技術者によって開放・清掃・点検整備を実施し、その後、絶縁抵抗測定や各種保安テストを行います。この整備工事は、焼却炉を全炉停止した上で、発電機及び受電を停止し、停電状態で実施するため、作業用発電機の配置が必要となります。

また、焼却炉のほか、リサイクルプラザ 等全体の電気設備工事となり、工事費に占 める割合は、約12%となります。

以上が、今回整備工事の主たるもので、

今回整備工事費の約94%を占めております。 なお、契約金額は、議案書のとおり、2 億4,675万円で、契約の相手方は、川崎重工 (畿長 (籔内留治君) 業株式会社関西支社でございます。

次に、工期や全体の工程についてご説明 申し上げます。

お手元の資料3の工程表(案)をごらん ください。

まず、工期につきましては、議決をいた だければ直ちに本契約を締結し、平成26年 3月28日までを予定いたしております。

主な工程といたしましては、9月より3 号炉の点検整備工事に着手し、10月より2 号炉の第一放射室の左右側壁更新及び点検 整備工事、11月中旬より共通設備の点検整 備工事を行い、年明けの1月から残る1号 炉の点検整備工事を行います。2月下旬に おおむね現場工事を終了したいと思ってお ります。

次に、点検整備に係る完了書類作成と一 部手直し等を行い、3月下旬に竣工検査を 実施し、工期内に全ての事務を終了させる 予定でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろし くお願いいたします。

○議長(籔内留治君)

ただいまの提案理由の説明に対する質疑 に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(籔内留治君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありま せんか。

[「なし」の声あり]

○議長(籔内留治君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。 本件は、原案のとおり可とすることに決 しましてご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって、本件は、 原案のとおり可決されました。

○議長(籔内留治君)

次に、日程第3議案第6号岸和田市貝塚 市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事請 負契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。 管理者 野口 聖君。

○管理者(野口 聖君)

上程いたされました議案第6号岸和田市 貝塚市清掃施設組合旧工場解体撤去工事請 負契約の締結について、提案の理由をご説 明申し上げます。

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧工場解体 撤去工事につき、本案のとおり工事請負契 約を締結いたしたいためのものであります。

当解体撤去工事は、平成18年より稼働を 停止しております旧清掃工場について、建 設当初から44年が経過し、老朽化も進んで いるところから、平成25年度、26年度の2 カ年で地上部分の解体撤去を図ろうとする ものであります。

なお、工事請負契約の内容につきまして は、事務局長から説明させますので、よろ しくお願い申し上げます。

○議長(籔内留治君)

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

それでは、お手元にご配付の資料に基づ き、ご説明申し上げます。

A3判の図面をお願いいたします。

1枚目が全体配置図となっておりまして、 赤く囲っておりますのが旧工場の敷地でご ざいまして、面積は1万834平方メートルと なっております。

工事概要につきましては、建物及びごみ 処理施設全般の解体撤去でございまして、 管理棟とごみ焼却施設を含む工場棟の規模 等については、建築面積が1,696.9平方メートル、延べ面積が6,398.2平方メートル、地 上3階地下1階建てとなっております。

次に、ごみ処理施設については、1日当たり150トンの処理能力のある焼却炉が4基あるほか、可燃粗大の破砕機、ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備等がございます。

解体撤去工事の範囲といたしましては、 建物本体は地上部分のみ、プラント設備は 地下部分も含め撤去することにいたしてお ります。

次に、図面2枚目の断面図をごらんくだ

赤いラインから上部が撤去工事の範囲でございまして、図面中央のプラント設備機器については、地下部分も撤去いたします。次に、工期でございますが、議決をいただければ直ちに本契約を締結し、平成27年3月31日までを予定いたしております。

なお、契約金額は、議案書のとおり、4 億8,930万円で、契約の相手方は、三井住友 建設株式会社大阪支店でございます。

次に、今後の予定でございますが、関係 法令を遵守し、安全対策には万全を期する とともに、地元にも丁寧な説明を行って、 円滑に工事を進めてまいりたいと思ってお ります。

また、この秋をめどに、岸和田市及び貝塚市と当施設組合の3者で組織する跡地検討会議を開き、工事期間中も跡地利用について検討を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。何とぞよろし くお願いいたします。

○議長 (籔内留治君)

ただいまの提案理由の説明に対する質疑 に入ります。質疑はありませんか。稲田議 員。

○2番(稲田悦治君)

今、提案理由をお聞きさしてもらいましたけれども、地元との説明会というようなお話ですけれども、組合として、地元というところというのはどの辺の範囲まで考えておられるんでしょうかね。

○議長(籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

以前からの旧工場の稼働時から地元というとらえ方で、岸和田市の畑町、貝塚市の 半田町、久保町、この3町でございます。

○議長(籔内留治君)

稲田議員。

○2番(稲田悦治君)

議決されたら本契約という運びで、業者が確定すると。で、本格的な説明会に入っていかれるんでしょうけども、ある程度のめどというんですかね、いつぐらいまでにやっていくんだというようなことはお決めになっておられるんでしょうかね。

○議長(籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

今議員さんおっしゃるように、本格的な 説明会ということで、以前にはこういう予 定で解体撤去工事をしていくということで、 各町会さんには幾度か日程的な大きな枠の 説明にはお伺いしております。

で、今局長の説明にありましたように、 きょうご決定をいただきますと本契約とい うことになります。工事業者と具体的な解 体撤去の方法、工法、それと期日を早急に 組合とのほうで協議いたします。実際これ がまだ入っておりませんので、期間的には 確約はできませんけど、1カ月半から2カ 月程度かかるんではないかと思っておりま す。ですんで、地元の説明会の時にもお話 をしたのは、秋が深まったころには、先ほ ど言いました工法、工程と日程、この辺を 詳しく地元の方々にご説明に上がれると、 こう考えております。

○議長 (籔内留治君)

稲田議員。

○2番(稲田悦治君)

なかなか工事自体、専門的なことがたく さんあろうかと思いますので、やはり地元 に対してはかみ砕いたような、不安を払拭 するような説明会をお願いしたいと思いま す。

それと、以前、貝塚市、そしてまた清掃 組合に対して半田の住民の方から文書で説 明会についての要望といいますか、そうい ったものが出されておるわけですけれども、 その文書に対する回答といいますか、そう いったことがまだ現時点ではなされてない ように思います。

業者も決まったことですので、早急にお まとめいただけるような方向で、また文書 で回答をしていただきたいと思いますが、 その辺についてはある程度期間的にはいつ までとかいうようなことで思っていただい てるんでしょうか。

○議長(籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

今の議員さんおっしゃる文書でというのは、私どもの組合のほうには説明会に関しての文書での請求というんですか、そこら辺は来ておりませんが、貝塚市さんのほうには要望という形で来ているように聞いております。

回答のほうは貝塚市さんのほうでされるかと思うんですが、組合としましては、先ほど申しましたように、工法、工程が決まりましたら、すぐに地元にお伺いし、住民の皆様にはきちんと説明を行っていくと、こういう考えでおります。

○議長 (籔内留治君)

稲田議員。

○2番(稲田悦治君)

地元はわかるんですけども、その出された方に対して個別にはそういった回答といいますか、そういったことは、貝塚市にまた確認しますけれども、そういったことは考えておられないんでしょうか、今のご答弁でいきますと。これはどこが主になって説明会をされるわけですか。組合ですよね。違うんですかね。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

おっしゃるとおり、こちら、事業主体ですんで、組合が説明を行います。先ほどの陳情書のほうは貝塚市に出されておりますので、そこら辺は貝塚市さんからされると思うんですが、それを、要望書がどうこうというのではなく、地元の方々にはきちんと説明していくと、こういう考えです。

○議長(籔内留治君)

稲田議員。

○2番(稲田悦治君)

ということは、文書では返さないという ことですか。わからないわけですか、ここ では。貝塚市さんがやるということになる んですかね。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

私も写しも見ておりますけども、貝塚市

に対する陳情であったと思いますので、そ ちらのほうから回答されると、こう思って おります。

○議長(籔内留治君) 稲田議員。

○2番(稲田悦治君)

それはほんならまた貝塚市のほうに確認さしていただきますし、やはり事業主体がこちらであるわけですから、その写しもいただいてるということであれば、やはり真摯に受けとめていただいてやっていただくことが望ましいんではないかなと思いますので、この辺はこれ以上申し上げませんけども、しっかりと説明会のほう、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(籔内留治君) 鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

解体工事についてですけども、まだ工法とか決まってないということなんですけども、従前から清掃工場に関してはダイオキシンの問題と、そして熱を処理してたいう工場なので、アスベストの問題ちゅうのが、古い工場である限りアスベストを使ってる部分てかなりあると思うんですけども、そういう調査はなされてるんでしょうか。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

まず、工法等のことにつきまして、仕様 発注という形で、先ほど局長が説明申し上 げた解体撤去、きれいにGLにするという ことで、繰り返しですけど、解体撤去をき ちんとするということです。

24年度、昨年度の予算の執行でほうで、 現在の汚染物等の調査を事前にやっており ます。これにつきましては、解体時の地元 周辺、また作業員、この方々のいわゆる労 基法上の分もありますので、労働基準監督 署、こちらと十分調整して、撤去工事に入 っていくときもそこら辺を遵守してやって いくと、こういう考えです。

○議長 (籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

ダイオキシンはかなりシビアな状況で市民、住民も考えてると思うんですよ。よく新聞等をにぎわしてんのは、学校の耐震のそういう工事にしても、アスベストが使われてあるのは知らんかったとか、工事がもう終わってんのに、その終わった時点であったんやということでなってたんで、こういう大きい工場でありまして、断熱材としてのアスベストはかなり使ってんじゃないんかなと思うんですよ。そういう調査はもうやっておるちゅうということですね。どうなんですか。

○議長 (籔内留治君)

管理課長。

○管理課長(小南和巳君)

それは私のほうからご答弁をさせていただきます。

事前に、今議員おっしゃられるダイオキシン、アスベスト、特にアスベストに関しましては、建物の耐火被覆やとかそういったところに多く使われてるのが現状でございます。ただ、私ども、旧工場、昭和57年、4号炉増設ぐらいのところで一度大規模改修してる中で、私ども、今ちょっと年は忘れてるんですけど、二、三年前には一度そういった建築物の中のアスベスト調査等は、実際に吹きつけてる部分をとってアスベストを使用してるかどうかという調査をしている中では、現在は含有はしていないものを使っておると。

ただ、アスベストに関しましては、俗に 言うスレート材とかそういう固化物、もう 飛散のおそれのないものにも、当然、一般 家庭のスレート材といったところにも、微 量ではございますけども、含有してござい ます。そういったところも今回の仕様発注 の中では、もちろんそれぞれを分離処理す るようにというような仕様発注で今回ご契 約をお願いしておりますので、さらには契 約後においてそのことについてどう解体す るのか、どう処分するのか、当然産業廃棄 物になりますので、マニフェストを含めて そういったところを確認して、これならば ゴーというところで計画工程が確定してい くというようにご理解いただければと思い ます。

以上でございます。

○議長(籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

できる限りその工法の中にもアスベスト 関係の飛散というのが出ないように。今答 弁ではほとんど少ないですよと。しかし、 あれだけ大きい工場でありますんで、ふだ ん手の入らないとこ、断熱でアスベストを 使ってるというのはかなりあると思うんで すね。工法的にそういうことを後になって ちょっとわからなかったちゅうことをなく して、やっぱりこういう解体工事のときに はきちっとやっていただきたいと要望して、 終わります。

○議長(籔内留治君) 明石議員。

○9番(明石輝久君)

今の部分と関連するんですけども、いわゆる撤去時の安全対策、もう一点は周辺地域への安全対策、この撤去に伴う交通関係の安全対策等々、いろいろあると思うんで

すけども、先ほどの答弁の中で、既に契約の中でそういう安全対策についてはきっちり中身を精査してるというふうに聞こえたんですけど、具体的にどういう形になってるんか。契約内容、わかってる範囲で教えていただけますか。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

先ほどから申し上げておりますように、 性能発注でございますので、解体撤去をき ちんとやるということで、その中で工法等、 組合とある程度の部分、協議しながらやっ ていくと、こうなっております。

その中で、今おっしゃっておられる汚染物等の調査等、これは事前にやっておりますけども、また労基署のほうで決められてるように、工事を進めていく中でそこら辺はきちんとあればちゃんと撤去をしていくということになります。

いわゆる全体にも、撤去する中では、汚染物を先に取り除いて、その後解体していくという方法をとりますので、最大限に周辺住民の方に汚染物が飛ばないように、また全体的に振動、それから騒音、ここら辺は国の基準よりまだ仕様のほうは5~10デシベル下げて契約をやっておりますので、そういう方向でも十分配慮していきたい。

交通の面につきましては、十分実際行う 工事業者とともに、重機の搬入等時間的な こともあったり、そこら辺のことはこれか らきちんと影響の出ないようにやっていき たいと、こう思っております。

○議長(籔内留治君)

明石議員。

○9番(明石輝久君)

いわゆる解体する場合に、その安全対策 ということなんですけども、今言われてる 汚染物については、これは専門の業者が入 るわけですか。その辺はどうなってますか。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

まず、契約のときに、いわゆる入札要項の中でまず要件が、経営規模等評価結果通知書、これが土木、それから建築、この工事のどちらか1,600点以上ということ、それともう一つは、ここ10年以内にごみ処理能力1基100トン以上を解体撤去をしたことのある業者ということで、まずそういう中で入札の要項をやっております。

ですんで、今言われたように、必ずある 程度大手ゼネコンと言われる中で、きちん と経験のある、これは全てごみ焼却炉です から、ご心配なさってる汚染物等、どうし てもあることが予想されますんで、ここら 辺の経験をきちんと積んだ企業であると、 こういうことでやっております。

○議長 (籔内留治君)

明石議員。

○9番(明石輝久君)

どういう形であれ、例えば受注を受けたところが下請、孫請、ひ孫請というような形での、特に解体業の状況なんかをよく見てますと、全く経験のない人がたくさん入って作業するというようなところも現実にはあるわけです。そういうとこも含めてきっちり管理ということは、今言われてるような契約の中で守っていくという点でのチェック体制とか、清掃事業所としてどういうチェック、見ていくのかという部分についてはどうなのか。

○議長(籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

先ほどの入札条件の中にもう一つ項目が

ありますのは、今議員さんおっしゃる、まずこの工事の施工につきましては、専任の 監督技術者の配置が可能な者というのが1 つあります。ですんで、請負業者は常に専 門の知識を持った監督者がいると。

加えて、前年度、いわゆる汚染物等調査、 それから設計をした業者と、今度は管理監督、これの業務を25年度はそういう管理監督の業務委託をいたしておりまして、そちらのほうにもきちんと監督をさせると。もちろん私どものほうも、工事を委託しておりますんで、直接現場にはどうこうありませんけども、その後、いわゆる主担者として担当のほうはきちんとチェックしていくという体制で考えております。

○議長(籔内留治君)

明石議員。

○9番(明石輝久君)

そういう現実に工事していく中で、粉じん等の飛散があるわけですけども、それは 通常の粉じん物であればいいわけですけど も、汚染、特に先ほど話出てましたダイオ キシンやとかアスベストやとか、健康に被 害があるような部分については、これは工 事は全体覆ってやるわけですか。外に飛ば ないということは大丈夫なんですか。

○議長 (籔内留治君)

事務局次長。

○事務局次長(山口 強君)

当然最大限飛散を抑えるという工法でやってまいります。それが今、例えばドーム型にするとか大きく囲うとかいろいろあります。それも先ほどの地図のように、極めて両側は川に囲まれてる中で、技術的にはちょっと今の日本の工法ではしんどいところもあるというのも聞いておりますが、言われるように、まず汚染物を先に除去いたします。それでその後解体していきますの

で、もちろん中で、その工事中は集じん器 等を回してきちっとその中のごみ、集じん、 ここら辺はきちっと規定どおりに抑えてい くというのが、仕様書の中で謳っておりま す。

○議長(籔内留治君) 明石議員。

○ 9番(明石輝久君)

専門的なことはわかりにくいわけですけ ども、少なくとも工事中はきっちりとそう いう部分が出ない、またチェックができる という体制を、もちろん専門業者にお任せ になるということですけども、事業主とし てもその辺のチェックができるような体制、 やっぱりつくっていかんと、地元の住民に 対しては十分説明としては非常に弱いかな と思いますんで、その辺だけ確認をしとき たいんですけども。

○議長(籔内留治君) 管理課長。

○管理課長(小南和巳君)

私のほうからお答えさせていただきます。 重々に安全対策、管理徹底ということで、 先ほど来、山口のほうから説明している中 でも、1つつけ加えさせていただきますと、 現場を管理する上でモニタリングをしっか りしなさいと。これは飛散には気象、風向 き等々は当然影響しますので、まずはそう いう条件を1日のモニタリングをしっかり 監視しなさいと。

1点は、冒頭の説明にもあるんですけ ども、それぞれの機器をパーツ、パーツ で今想定しているところでは、それぞれ パーツを閉鎖して中の汚染物をまず除染 吸引すると。それで全体を解体するとき には、今議員さんおっしゃられてるドー ○議長(籔内留治君) ムになるのかシート覆いになるのか、そ れは設備が旧工場の場合、屋外施設が非

常に多うございますので、パーツごとの 覆いというようなことが今多分に想定は されるんですけども、そのあたりも含め て、最終的にはこの工法でいこうという、 我々と施工業者との協議の上で、労働基 準監督署、これで大丈夫でしょうかとい うのが、最終のおすみつきになろうかと いったところの安全対策を手順を踏んで いくということでご理解いただきたいと 思います。

以上でございます。

○議長(籔内留治君) 明石議員。

○9番(明石輝久君)

そういう形でやっていただきたいという ことをお願いをするわけですけども、本来 は契約時に今載ってるようなことも含めて 一定の答えを出しておくべきであったのか なという気がしてるんですけどね、今後、 工事進めていく上では慎重にやっていただ きたいということで、終わります。

○議長 (籔内留治君)

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(籔内留治君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありま せんか。

[「なし」の声あり]

○議長 (籔内留治君)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。 本件は、原案のとおり可とすることに決 しましてご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって、本件は、 原案のとおり可決されました。

○議長(籔内留治君)

以上で、本定例会に付議する議案は全て 終了いたしました。

○議長(籔内留治君)

続きまして、日程第4、行政報告に入ります。

本件の報告を求めます。事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

ごみ処理広域連携検討依頼の対応につきましては、平成22年8月に大阪府の市町村課の行財政調査において、経営改善という観点から、施設の焼却能力には相当にゆとりがあるので、他都市のごみの受け入れも検討し、施設の有効利用を図るよう促されたという背景があり、その後、泉佐野市田尻町清掃施設組合より正式な検討依頼を受け、今日まで双方の間で検討を進めてまいりましたが、去る6月27日に広域連携の検討依頼を辞退するとの文書を受け取っていますので、時系列的にポイントを絞ってご報告を申し上げます。

資料1-1をごらんください。

これが、平成23年9月28日に来たごみ処理の広域連携の検討依頼書の写しでございまして、主な内容としては3点ございます。

まず1点目に、現在稼働している泉佐野田尻の清掃工場は26年目を迎えており、老朽化は否定できない状況にあること。2点目に、平成21年度に国の新たな制度のもとに早期健全化団体となり、財政が極めて厳しい状況にあり、新炉の建設はもとより、大規模な現施設の改修についても極めて困難な状況に置かれていること。3点目に、大阪府としても一般廃棄物の広域処理を促進していること。

以上のような状況のもと、近隣施設に特

段の配慮をお願いしたいということから、 立地条件、処理能力、発電設備などすぐれ た一般廃棄物処理施設である岸貝クリーン センターを有する岸貝清掃施設組合との間 で、泉佐野田尻清掃施設組合としても最大 限の努力をするので、ごみ処理の広域連携 について前向きな検討をお願いしたいとい う内容で、将来的な組合再編の記述もつけ 加えられておりました。

次に、資料1-2をごらんください。

これは、さきの検討依頼に基づき、岸和 田市、貝塚市、当施設組合の3者による検 討組織で検討した内容を、相手方の求めに 応じ文書で返したものでございます。

まず1点目に委託期間とごみ量について、 2点目にごみの質について、3点目にごみ の範囲、収集・受け入れ体制について、4 点目に経費負担についてでございまして、 詳細については記載のとおりでございます。 次に、資料1-3をお願いします。

これは、資料1-2の文書の特に重要な部分について補足説明を行ったものでございます。その主な内容は、委託期間とごみの量に関するもので、当施設組合の基本姿勢、前提条件の整理、施設の有効利用や焼却能力の余力に関する当方の考え方等を説明したものでございます。

次に、資料1-4をお願いします。

これが、冒頭に申し上げました6月27日 付の相手方からの書面で、その内容は以下 のとおりでございます。

平成23年9月28日付で、泉佐野市田尻町 清掃施設組合の管理者より、広域連携によ るごみ処理依頼をさせていただいたが、平 成24年12月20日付の岸貝清掃施設組合から の検討結果を受け、内部でもさまざまな角 度から検討したが、処理経費が今よりも多 額になること、家庭系ごみと事業系ごみの 混載解消についても、住民生活への影響から困難であると判断した。よって、今回の 広域連携の依頼を辞退したいとのことでご ざいました。

ごみ処理広域連携検討依頼の対応に係る 経過の概要や添付資料の説明は、以上でご ざいます。

○議長(籔内留治君)

ただいまの報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(籔内留治君)

質疑なしと認めます。

本件は、これで打ち切ります。

○議長(籔内留治君)

次に、日程第5、一般質問に入ります。 通告がありますので、発言を許します。 5番鳥居宏次議員。

○5番(鳥居宏次君)

発言のお許しをいただきましたので、一般質問に参加させていただきます。しばらくの間、ご清聴をよろしくお願い申し上げます。

きょうは、1として大阪湾のフェニックス計画の現状と課題について。先ほどから出ておりますごみの最終処分地である大阪湾フェニックス、そして灰溶融炉をとめてそのままの状況で排出していくわけでありますけども、状況的にどういう現状と課題についてをお伺いしたい。

2につきましては、3月議会でも発言を しましたけども、その後どのような取り組 みをしていただいているのか、それについ てお聞きしたいと思います。順次、順番を もってお聞きしたいと思います。

まず、フェニックス計画の概要や組織運 営等についてお尋ねしたい。

これは、瓦れき問題がもう既に関西地域

で大阪市のみの処分になってるんですけど も、1年ほど前にいろんなことが先行して 新聞に報道発表されて、岸貝清掃工場も参 加するんじゃないかと、我々全然知らない とこからでも電話がかかってきて、そうい う状況がありました。

こういう重大なことをどのような形で運営上決めていかれたのか。今お聞きしたいのは、運営組織についてお聞きしたいということであります。

○議長 (籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

それでは、私のほうからご答弁を申し上 げます。

まず、大阪湾フェニックス計画の概要についてご説明申し上げます。

大阪湾広域臨海環境整備センター、以下「フェニックス」と申し上げますが、フェニックスへの廃棄物の受け入れ区域は、近畿2府4県168市町村でございます。尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖に最終処分場があり、現在の主な受け入れは大阪沖となっております。最終処分場への受け入れ基地は、大阪、堺、泉大津のほか近畿内に6カ所あり、岸貝クリーンセンターは主に堺基地を利用いたしております。

フェニックスでは、適正な廃棄物処理を 行うため、全ての廃棄物について事前審査 を行い、基地に搬入された廃棄物は目視検 査を行い、必要に応じ簡易検査、展開検査、 化学分析などの受け入れ検査等を実施して おります。

次に、運営組織等についてでございますが、大阪と兵庫に建設事務所があり、全体を総括する部門として総務、財務、企画、工務、環境、業務の6つの課があります。 その上に理事等がおり、理事長の上に管理 委員会があります。管理委員会は、近畿2 府4県の知事と大阪市長、神戸市長の8名 で構成されており、重要な事項について協 議することとなっております。

フェニックスの概要等については、以上でございます。

○議長 (籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

答弁いただいたんですけども、非常に複雑な組織になっておって、一番最高決議できる機関として管理委員会があるという今の答弁ですね。管理委員会がある。2府4県の知事と大阪市長、神戸市長、8名で構成されてると。

フェニックスと当施設組合構成市はどのようなかかわりを持ってるか。全く上からちょろっと流れてきて物事が進んでいくということなんか。特にああいう瓦れき問題のときは新聞報道が先行したんですよ。我々構成市の組合としてどういうかかわりを持ってるのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

まず、当施設組合のかかわりといたしましては、フェニックスは、大阪府、あるいは構成市である岸和田市や貝塚市からフェニックスに関するアンケート調査や意見具申があった場合は、それに答えるようにしておりますが、フェニックスの運営そのものに大きくかかわっているわけではございません。

ただ、焼却灰等の排出責任者として、フェニックスの建設や維持管理に要する経費に対して応分の負担を行っているところでございます。

一方、構成市である岸和田市と貝塚市に おいては、大阪湾広域処理場整備促進協議 会という組織があり、その大阪部会の中で 広域処理場の整備の促進を図っております。 説明は以上でございます。

○議長 (籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

いろいろと説明はそういうふうに説明がなされてんですけども、質問の一番の問題点は、例えば東日本大震災等の区域外の瓦れきを受け入れる場合、あのときは決定権は運営委員会、知事とかそういう方々が持っておって出されたのか。我々もフェニックスという1つの組織の中に入ってると思うんですけども、それは本当に知事とかトップの管理委員会、書類的に見れば関西広域連合いう言葉がいっぱい出てくるんですね。奈良は入ってないんですけどね、関西広域連合から申し入れがあったとかいろいるあったんですけども、そういう決定権は知事にあったのか。そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(籔内留治君)

事務局長。

○事務局長 (平塚隆史君)

先ほど説明したとおり、知事を中心に管理委員会で基本的なことは決めるということになっているわけでございますけども、 焼却灰等の内容によっては、国の個別評価を受けた上で、関係機関あるいは関係団体との協議調整も必要になると思われます。

ちなみに、東日本大震災の災害瓦れきの 受け入れ問題については、フェニックスから国に個別評価の申請を行ったものの、災 害瓦れきの処理量の調査も進み、相当に処 理が減ったということや、全国的な災害瓦 れきの広域処理も進んでいたことから、国 は個別評価をしないということになり、フェニックスへの災害瓦れきの受け入れの話はなくなったということでございます。

お尋ねの関西広域連合とこの管理委員会 等の関係ですけども、関西広域連合自身は、 フェニックスの問題だけと違って、さまざ まな問題について知事等が集まって話をし ていると。この管理委員会については、知 事等が集まってやるんですけども、実質的 には理事会等でいろんなことを決めて、知 事等が集まるということは、書面上の審査 とかいう会議とかはやるらしいんですけど も、二重にメンバーがダブってるということもあって、関西広域連合から一応フェニ ックスのほうにそういう依頼があったとい うことでございます。

以上です。

○議長(籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

もう少し後で述べさせていただきますけ ども、次に、巨大地震が起きる可能性が高 いと。東南海・南海というふうな形での大 災害が起きる可能性が高いということであ りまして、大阪湾にずっと4カ所、今埋立 処分場があるんですけども、巨大地震に対 しての備えちゅうんですか、海の中につく ってんですけども、どういうふうに対策と して考えておるのか。それをちょっとお伺 いしたいと思います。

○議長(籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

本件に関しましては、フェニックスに問い合わせたところ、予備調査として津波、地震発生時の被害想定をしており、津波は護岸を海面から6.5メートルの高さまで設置するため問題はないと考えているとのこと

でございます。

また、巨大地震については、一部影響はあると想定されるものの、埋立地内と海域との遮水対策には万全を期しているので、 汚水が海域に流出することはないとお聞き しているということでございます。

○議長(籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

先般、南海・東南海大震災の研修会がありまして、岸和田市の浪切であったんですけど、そのときの大学教授が言ってたんですけど、一般に6.5メートルということは、高潮であったり台風であったり満潮時、そういうことが重なってきたときには、2メートル、3メートル変わってくるんですね。やはり埋め立てした灰はいろんなものを含んでおりまして、近隣の漁業関係者もたくさん大阪湾にあるんですね。せやから、地盤沈下も起こる可能性もあるし、そういうことをもっと対策を立てるということが必要ではないかと思います。

今後、話し合いのときにそういうことも 備えとしてあるべきかなと思っております ので、よろしくお願いしておきます。これ は要望でとどめておきます。

先ほど、冒頭に灰溶融炉の運転停止によるフェニックス計画への影響について、岸 貝は灰溶融炉を運転せんでもいいよという 回答をもらったと。それはそれでいいこと やと思うんですけども、どんどんそういう 形で灰が今後埋め立てをしていけるのか、 そういう将来見通しも含めてお聞きしたい と思います。

○議長(籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

まず、今のお尋ねですけども、平成23年

度に現在の大阪湾圏域広域処理場整備計画 の基本計画の見直しが行われております。 見直しに当たっては、各自治体に対し処理 処分計画量の調査があり、当組合としては 東日本大震災の直後による国内全般の電力 事情の逼迫などから、溶融設備の休止を前 提とした調査回答をいたしておりますので、 フェニックス計画への影響はございません。 ちなみに、従前のフェニックス計画では、 平成33年度で処分場が満杯になるとされて おりましたが、ごみの減量化等が進んでい ることもあって、現在の計画では、平成39 年度まで延命化が図られるという計画になっております。

なお、当クリーンセンターといたしましても、従前埋め立て処分を行っていましたカレット、いわゆる瓶の割れくずですけども、これを昨年10月からリサイクルルートでの処理に切りかえ、一層の排出物の削減に取り組んでいるところでございます。

説明は以上です。

○議長(籔内留治君) 鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

話としてちょっとお聞きしたいんですけども、1年間にこの岸貝清掃工場から排出される灰ですね、残渣と言われるんですけど、残渣と、そして埋立地に持っていってる瓦れき、そういうものの総トン数は幾らなんでしょうか。

○議長(籔内留治君) 管理課長。

○管理課長(小南和巳君)

フェニックスのほうに私どものほうから 持ち込んでおる処分量、総量でございます、 こちらが、前年度実績でございますけども、 1万3,130トン、内訳といたしましては、焼 却灰、前年度に関しましては一昨年度の溶 融炉を3月運転しておりましたので、その ときに発生した一部スラグは昨年度排出し ております。

それと、溶融が運転あろうがなかろうが バグフィルター等で回収した飛灰について は、もとより固化して処分しておりますの で、固化飛灰、それと別に、焼却残渣では ないんですけども、瀬戸物、それぞれ自治 会さん不燃物回収とかそういった形で回収 されてるものを別途埋め立てのほうに持ち 込んでる。

さらには、先ほどちょっと局長のほうから最初あったんですけども、カレット、これはつまり、私ども、瓶・缶の収集を行ってる中で処理の工程、収集の工程等で当然割れが発生します。その中で回収できなかった割れくず、これも相当量がございまして、大体年間1,000トンほどのカレット、割れくずがフェニックスのほうで処分されております。

それで、灰溶融炉を停止したことによっ て、当然、溶融を運転しておりますと、1 つ、メタルという有価物、これは金属の分 だけは、今までの実績経過でございますけ ど、年間100トンほどでございます。ただ、 それに見合う分、それ以上にフェニックス に負荷をかけない、さらに我々岸和田市貝 塚市としてもリサイクル全般のリサイクル 率の向上、これは国の方では25%という大 きな目標を掲げる中で、私どものほうの施 設からのリサイクル率といたしましては、 約17%程度でございまして、まだまだ目標 には少し乖離がございますので、まず取っ かかりができるカレットのほうからという ことで、昨年10月のほうから、昨年度につ いては約400トン、10月から以降でございま

缶・瓶のほうは、夏場のほうはどうして

も搬出が多いんで、秋から冬の半年でございますけども、約400トンがリサイクルのルートのほうに回しておるということでございます。

以上でございます。

○議長(籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

答弁いただきましたけども、今、フェニックスで稼働してんのは4カ所、尼崎沖がほとんど95.6、この資料はちょっと古いんですけども、これは正式なホームページで今掲載されてる資料なんで、一応これから後の年度ももっと埋め立ては進んでると思うんですけども、尼崎が95.6、泉大津が84.7、そして神戸沖が54.9、大阪沖埋め立てが今のとこまだこの資料ではゼロである。岸貝はそこへ、大阪沖というふうにこれは使っていくということね。

それで、先ほど年数で平成33年度までだったのが39年まで、期間は15年あるように見えるんですけども、この4つとも満杯になった場合に、早目に次の埋立地を確保してなければあかんと。それはどこになるかわかりませんけども、そういう4カ所では今のところ言うてる間に埋まってくるということで、そういう点の将来性の見通しとしてはどうなんですか。

○議長(籔内留治君)

管理課長。

○管理課長(小南和巳君)

現在処分を行ってるフェニックスの処分場、議員さん今おっしゃられた中の泉大津90数%といったところには管理型、俗に言う私どもの焼却灰等々の投入はもうございません。今そういった焼却灰を持ち込んでおるのが神戸沖、大阪沖のこの2カ所となっております。大阪沖に関しましては、22

年のたしか10月から受け入れを開始しておるという状況で、先ほど来から平成17年当初、今のフェニックス計画は俗に言う2期計画でございまして、その計画を立てたときに、平成33年までと、大阪沖はということでございました。

ただ、そこから経済の動向や産業等々も 鑑みて、フェニックスのほうは搬入量、物 量、もちろん私どもの一般廃棄物も全国的 に減少の傾向にたどっておりますので、そ ういったところも平成23年に見直しをされ て、今の3期計画でも大阪沖のほうはございれ で、そこが埋まってしまうのが平成39 年という、残り15年という、その計画があって、ちょっと話が余談になるんですけど も、溶融炉の停止も最終処分場を15年以上 確保がなければできないといったこともご さいます。

その上で、後の後半のほうのご意見で、 その後の計画ということでございます。私 どもも実際にその後の計画というのは、具 体的にどこでどんなボリュームということ の情報は一切まだ私どももお聞きはしてお りません。

計画に関しましては、それぞれ、もともと168市町村は出資団体でございます。こちらにおきましては、岸和田市、貝塚市、それぞれ市のほうが出資団体となっておりまして、3期に向けての促進協議会、それに向けてのヒアリング等々が昨年から内陸部でどうだの、やはり大阪湾に頼らんとしようがないといったような調査がされておるということで、今、府のほうからはそれぞれ私どもも出さしていただいた、私ども組合ですんで、岸和田市さん、貝塚市さんのそれぞれの調査に組合も同意見ということ

で賛同さしていただいております。

その取りまとめた結果も、やはり将来に向けて第3期計画をすべきということで大阪府のほうでは今取りまとめ、大阪部会、それぞれ近畿2府4県ございます。それぞれ都道府県ごとに部会がございますので、まず大阪の意見ということでそれを取りまとめたということで、先日通知を受けております。

以上でございます。

○議長 (籔内留治君)

鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

もう一点、最後ですけども、この問題に ついては、やっぱり岸和田、貝塚が意思表 示をできる体制にあるんかどうか。それを ちょっと本当は聞きたかったと。やはり灰 の処理としてフェニックスに世話になって るというのは、これはそうなんですけども、 この組織でいけば、京都もあり奈良もある。 兵庫もあるんですか。そういう内陸のとこ もあって、それが全部神戸沖、尼崎沖、大 阪沖で泉大津と、順番にこうずっと行った ら、また岸和田近辺、沖合いになってくる かもわからんと。これはわからんですよ。 そういういろんな問題、39年度に向いての 物事が動き出してくるとしたら、やっぱり 発言できるそういうものがあるかどうか、 最後ちょっと答弁してほしい。

○議長 (籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

ただいまのお尋ねの件でございますけども、何分、近畿2府4県168市町村という大規模なことで運営しておりますので、一市町村、あるいは一組の中でフェニックスに対して、アンケート調査とか来たら当然情報はしますけども、そのことで岸和田市あ

るいは貝塚市がフェニックスに対して全体 を動かしていけるような意見を言うという ことは、ちょっとしんどいかなというふう に思います。

ただ、万が一そういう岸和田沖とか貝塚 沖に次の埋立地が来るみたいなことになり ますと、当然それは地元になりますんで、 そのときにはいろんな意見も多分に言える と思いますけども、全体の中で直接関係の ない場所で進んでいく問題については、余 り意見は言えないのかなというふうに思い ます。

以上です。

○議長(籔内留治君) 鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

その件は将来的にいろいろまた議論があると思いますんで、よろしくお願いします。 通告に従いまして、次の2点目の事業系 ごみの焼却手数料の改定について。

3月議会で質問してありまして、ちょう ど手元にそのときの議事録を持っておりま す。これを読み返しておれば、大体そのと きの答弁がどうであったかというのがわか りまして、ホームページに議事録の掲載と いうことができたのを、私自身は喜んでお ります。

とりあえず、その後どうなったかという ことを答弁いただきたいと思います。

○議長 (籔内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

この事業系ごみの焼却手数料の改定について、前回も議員さんから厳しい指摘を受け、いつまでもほっとくわけにいかんということで、前回の一般質問でもお答えしたように、長年の経過、経緯はあるし、また背景もありますけども、見直しについては

相当時間はかかると思いますけども、今年 度中に岸和田市、貝塚市、当施設組合の3 者による検討組織を立ち上げ、検討を進め てまいりたいというふうにお答えしてます。

その中で、そういう形で準備進めてるんですけども、ただ、検討組織を立ち上げる前に、課題の抽出や課題の整理というものを十分に行わなければ、検討組織を立ち上げてもなかなかスムーズにいかないということもありまして、近々のうちにそうした作業に取りかかるという予定にしております。

以上です。

○議長(籔内留治君) 鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

3月議会のときは、今、岸貝清掃組合が68%の減免をしてると。その減免のもとになるのは1万1,000円という金額でありまして、68%減免してると。それを外した場合、どの程度の財政効果があるのかという質問の答弁では、事務局長の2億6,700万効果があるという答弁でありました。

さらに、先ほど1万1,000円という単価は、19年度で1万1,934円、20年度で1万2,804円、21年度で1万4,580円、22年度で1万3,699円、23年度で1万5,059円というふうなはっきりした答弁をいただいております。これにあと、公債費、建設費用を入れると、トン4万円近い額になると思われるという答弁でありまして、全くそのとおりであると私も思います。

この清掃議会の視察旅行へ行って、関東のほうへ行っても、4万円とはいかなくても、2万円が大体焼却コストであるというふうな、大体あちこちの工場で聞けば、焼却コストいうのは2万ぐらいというふうに答弁しておりました。

先ほど答弁でいけば、3月のときと全く同じ状況でしか、管理者が答弁いただいたんですけども、先ほど局長答弁したとおり、検討組織、これを立ち上げて検討していくということでございますと。その線に沿って25年度から進めていきたいと、このように考えておりますと。これは野口管理者の答弁でありました。

今、8月でありますんで、きょうはこういう話をここでとめておきますけども、やはり1年の間に動きをつくるよという答弁であったんですけど、その点だけ確認したいと思うんですよ。

○議長(籔内留治君) 事務局長。

○事務局長 (平塚隆史君)

答弁申し上げたとおり、今年度中にそういう検討組織を立ち上げて検討を進めていくということで答弁もさしていただいてますんで、今その準備でやってますんで、今年度中には検討組織を立ち上げて本格的な検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(籔内留治君) 鳥居議員。

○5番(鳥居宏次君)

岸和田市もそうなんですけども、やはり 集めやすいとこから集めるような形で、負 担が、ごみの有料化いうことでリッター1 円というのが岸和田です。貝塚さんは1袋 9円でしたかね。しかし、そういう改定を していってると。そしたら、この新工場が できてから事業系というのは全く改定され てないんですね。19年やから6年たってる んですね。一遍に68%いきなり上げて、外 してということは難しいと思うんですよ。 しかし、3年ぐらいの単位で改定をしてい かなければ、68になったままで、大阪府下 で一番安いんですよ。水も一緒ですけども、 高いとこから低いとこへ流れんですよ、ご みというのは。

事業系がどうなってるかちゅうのはありますけども、岸和田貝塚の清掃工場はやっぱりそういうコスト意識を持って、そしてこういう減免のとこを改定していかなければ、市民に対する負担が、取りやすいとこからしか取ってないんじゃないんかという思いでいっぱいであります。

また次回の議会で質問にさしていただき たいと思います。本日はこれで終わります。

○議長(籔内留治君)

これをもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全 て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、 厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成25年第2回岸和 田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会 いたします。

どうもありがとうございました。 午後2時43分閉会 上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和日			清掃加 籔		l合議 留	会 治	
同	議	員	耒	原	佳	_	
同	議	員	鳥	居	宏	次	

平成25年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件	名	備	考
議案第5号	岸和田市貝塚市クリーンセンター 約の締結について	一定期点検整備工事請負契	別途	送付
議案第6号	岸和田市貝塚市清掃施設組合 負契約の締結について	日清掃工場解体撤去工事請	別途	送付

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第5号

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事 請負契約の締結について

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、 次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号 の規定により議会の議決を求める。

平成25年8月7日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者 野 口 聖

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金246,750,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号(古河大阪ビル)川崎重工業株式会社関西支社支社長 前田 勇治

議案第6号

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場 解体撤去工事請負契約の締結について

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事について、 次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号 の規定により議会の議決を求める。

平成25年8月7日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者 野 口 聖

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体 撤去工事
- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 1 契約金額 金489,300,000円
- 1 契約の相手方 大阪市中央区北浜四丁目7番28号三井住友建設株式会社大阪支店執行役員副社長支店長 重見 法人